

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択された。この条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、社会的に存続してはならないものとした。核兵器は今や道徳に反するだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

核兵器禁止条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するものとなっている。また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示すと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切実な要望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者と共に日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながるものである。

よって、政府におかれては、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止の意思表示の証として、核兵器禁止条約への署名と批准を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 21 日

日 田 市 議 会